

法人市民税の税額計算

市民税（法人市民税）

市民税課(TEL 098-861-3328)

《法人市民税の税額計算》(法312、法314の4、法321の13)

法人市民税 = 法人税割額 + 均等割額

1. 算定期間中、那覇市内のみに事務所等を有する法人（単独法人）

(1) 均等割額 = 年額均等割額 × 存在月数 ÷ 12

① 計算は、掛けてから、割ります。

・誤 50,000円 ÷ 12 × 12 = 49,999.99... → 49,900円

・正 50,000円 × 12 ÷ 12 = 50,000円

② 算定期間の中途において廃止された事務所等における従業者数は0人となり、年額均等割額の区分は50人以下となります。

(2) 法人税割額 = 課税標準となる法人税額(千円未満切捨て) × 税率^(※1)

① 存在月数による月数按分はありません。

(3) 税額に端数がでた場合、均等割額・法人税割額ともに100円未満は切捨てます。

2. 算定期間中、2以上の市町村に事務所等を有する法人(課税標準の分割法人)

(1) 均等割額 = 年額均等割額 × 存在月数 ÷ 12

(2) 法人税割額 = 分割法人の課税標準額(千円未満切捨て) × 税率^(※1)

//

課税標準となる法人税額(千円未満切捨て) ÷ 全従業者数^(※2) × 市内従業者数
(1人当たりの分割課税標準額) ↙ 者数

※1 平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割 12.3 %

平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 9.7 %

※2 法人税額を全従業者数で割って得た金額(1人当たりの分割課税標準額)に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の各位の数値のうち、全従業者数の桁数に1を加えた数に相当する小数点以下の位の数値を切り捨てます。

ex. 割り算した値が1000.33333……円の時

全従業者数が X人→1000. 3円 まで(小数点2位以下切捨て)

XX人→1000. 33円 まで(小数点3位以下切捨て)

XXX人→1000. 333円まで(小数点4位以下切捨て)

- ① 上記(1人当たりの課税標準額)に那覇市従業者数を掛け、税率を掛けます(那覇市に納める法人税割額となります)。
- ② 存在月数は市内従業者数に反映されます。税額に対して直接按分は行いません。従業者数の求め方は、《分割基準となる従業者数の求め方※》へ。
- (3) 税額に端数がでた場合、均等割額・法人税割額ともに100円未満は切捨てます。

※市税情報コーナー>市民税(法人市民税)> PDF ファイル「分割基準となる従業者数の求め方」、「存在月数の計算について」及び「法人市民税の税額計算」をご覧ください。